



喫煙・裸火使用・危険物品持込 承認申請書

電子申請の手続きについて

神戸市の火災予防条例第24条に基づき、**禁止行為**を行う場合は解除の承認を受ける必要があります。

禁止行為は大きく分けて「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持込み」の3つです。

演出効果上その行為をおこないたい場合は、神戸市中央消防署に願い出て許可を得る必要があります。

※危険物品の持込み例・・・スモークオイル（油性）・ろうそく・火薬類・クラッカー（火薬） など

Check.1

～電子申請手続きの流れ～

※**e-KOBE**：神戸市スマート申請システムへの登録手続きを済ませてください。

登録がないと電子申請ができません。

準備物（電子データにて）

1. 舞台平面図（禁止行為を行う場所、消化設備、人員の配置を書き込んだもの。平面図はHPよりダウンロード可）
2. 禁止行為を行う時間帯がわかるもの（進行表、タイムスケジュール）
3. 禁止行為の内容がわかるもの（機器の説明書・仕様書、原料の成分や引火点その試験結果が証明できるもの）
4. 公演内容がわかるもの（チラシ）

※添付ファイルにて提出を求められます

Check.2

神戸文化ホールへ申請内容の提出

準備物をご用意いただき、当ホールへメールにて送付ください。担当者が**内容を確認しご連絡**し上げます。



インターネットにてe-KOBEを検索

e-KOBE：神戸市スマート申請システムにて

「喫煙・裸火使用・危険物品持込 承認申請書」を検索。必要な情報を入力して申請を行ってください。

※**入力に必要な情報**については別項をご参照ください。

尚、承認までに時間を要する場合があります。余裕を持って手続きを行ってください。



公演当日、神戸文化ホール舞台担当者へ提出

神戸市中央消防署から**承認された申請書**を公演当日（禁止行為を行う日）に**舞台スタッフ**へとお渡しください。

（舞台スタッフは各ホールとも、下手袖中・操作盤におります）

承認を受けた内容（行為の場所、監視員、消火器・水バケツの配置など）が適切に行われているかどうかを

当日ホールスタッフが適宜確認いたします。

Check.3

ご不明な点がございましたら **神戸文化ホール** 舞台課 までお問合せください

TEL：078-351-3535



電子申請に必要な神戸文化ホールの情報について

下記内容入力時に必用な神戸文化ホールの情報です。ご参照ください。

記

防火対象物所在地： 中央区 楠町 4 丁目 2-2 神戸文化ホール

防火対象物電話番号： 078-351-3535

防火対象物 名称： 神戸文化ホール

防火管理者 氏名： 神戸文化ホール 管理部長 池田 勇人

実施階： 大ホール→2 階 中ホール→1 階

実施階 用途： 劇場

実施階 構造： R C 造り 耐火建築物 (舞台床は檜集成材)

場所 名称又は用途： 大ホール 舞台 or 中ホール 舞台

承認行為 種類： 危険物品持込

以上